

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">株式累積投資口座約款</p> <p>申込方法</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (<u>削 除</u>)</p> <p>払込みの休止</p> <p>第4条 申込者は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、<u>払込みの休止を行う</u>ことができます。</p> <p>2 前項の場合、所定の手続きによって当社に払込みの再開を申し出ることにより、払込みの再開をすることができます。</p> <p>買付株式の選定</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>2 申込者は、当該申込者が選定銘柄の中から指定した1以上の銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）について買付けの申込みを行うものとします。ただし、一の申込者に係る指定銘柄の数は、<u>40</u>銘柄を超えることはできません。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 申込者は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、指定銘柄を変更することができます。</p> <p>買付時期及び価額</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>① 払込金の受入日が毎月1日から<u>19日</u>（休日の場合はその直前営業日）までの間のものにつき原則として毎月<u>19日</u>（休日の場合はその直前営業日）の翌々営業日（買付執行日）に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行きで、買付注文の執行を行います。</p> <p>② 払込金の受入日が毎月<u>20日</u>から月末日（休日の場合はその直前営業日）までの間のものにつき原則として毎月末日（休日の場合はその直前営業日）の翌々営業日（買付執行日）に、指定金融商品取引所</p>	<p style="text-align: center;">株式累積投資口座約款</p> <p>申込方法</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 申込者は、第1項の申込書により届出を行った住所をもって届出住所とし、当社は店頭において申込者に直接交付する場合を除き、申込者に対する一切の通知その他の連絡を届出住所に宛てて行うものとします。</p> <p>払込みの休止</p> <p>第4条 申込者は、所定の手続きによって当社に<u>払込みの休止を</u>申し出ることにより、<u>いつでも払込みを休止する</u>ことができます。</p> <p>2 前項の場合、所定の手続きによって当社に払込みの再開を申し出ることにより、<u>いつでも</u>払込みの再開をすることができます。</p> <p>買付株式の選定</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 申込者は、当該申込者が選定銘柄の中から指定した1以上の銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）について買付けの申込みを行うものとします。ただし、一の申込者に係る指定銘柄の数は、<u>10</u>銘柄を超えることはできません。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 申込者は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、<u>いつでも</u>指定銘柄を変更することができます。</p> <p>買付時期及び価額</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>① 払込金の受入日が毎月1日から<u>16日</u>（休日の場合はその直前営業日）までの間のものにつき原則として毎月<u>16日</u>（休日の場合はその直前営業日）の翌々営業日（買付執行日）に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行きで、買付注文の執行を行います。</p> <p>② 払込金の受入日が毎月<u>17日</u>から月末日（休日の場合はその直前営業日）までの間のものにつき原則として毎月末日（休日の場合はその直前営業日）の翌々営業日（買付執行日）に、指定金融商品取引所</p>

新	旧
<p>において原則として取引開始時刻までに成行きで、買付注文の執行を行います。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>① 払込金の受入日が毎月 1 日から <u>19 日</u> (休日の場合はその直前営業日) までの間のものにつき原則として毎月 <u>19 日</u> (休日の場合はその直前営業日) の翌々営業日 (買付執行日) に、指定金融商品取引所における始値 (売買高加重平均価格) で、当社が保有する当該銘柄に対し対当させることにより、買付注文の執行を行います。</p> <p>② 払込金の受入日が毎月 <u>20 日</u> から月末日 (休日の場合はその直前営業日) までの間のものにつき原則として毎月末日 (休日の場合はその直前営業日) の翌々営業日 (買付執行日) に、指定金融商品取引所における始値 (売買高加重平均価格) で、当社が保有する当該銘柄に対し対当させることにより、買付注文の執行を行います。</p>	<p>において原則として取引開始時刻までに成行きで、買付注文の執行を行います。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>① 払込金の受入日が毎月 1 日から <u>16 日</u> (休日の場合はその直前営業日) までの間のものにつき原則として毎月 <u>16 日</u> (休日の場合はその直前営業日) の翌々営業日 (買付執行日) に、指定金融商品取引所における始値 (売買高加重平均価格) で、当社が保有する当該銘柄に対し対当させることにより、買付注文の執行を行います。</p> <p>② 払込金の受入日が毎月 <u>17 日</u> から月末日 (休日の場合はその直前営業日) までの間のものにつき原則として毎月末日 (休日の場合はその直前営業日) の翌々営業日 (買付執行日) に、指定金融商品取引所における始値 (売買高加重平均価格) で、当社が保有する当該銘柄に対し対当させることにより、買付注文の執行を行います。</p>
<p>解 約 第14条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>① 払込金が引続き 1 ヶ年を超えて払込まれなかったとき <u>なお、引続き 3 ヶ月を超えて払込金のない契約については、自動的に払込みの休止措置を取らせていただきます。</u></p>	<p>解 約 第14条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>① 払込金が引続き 1 ヶ年を超えて払込まれなかったとき <u>ただし、申込者が、第 4 条 (払込みの休止) の規定に従って払込みの休止を申し出ている場合はこの限りではない。</u></p>
<p>その他 第16条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、申込者に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取扱うことができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>その他 第16条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 当社は、<u>第2条 (申込方法) 第3項の規定に従い、</u>申込者に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取扱うことができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>